

保護者各位

インフルエンザによる出席停止の通知

すみよし幼稚園
園長 柳澤静江

お子様はインフルエンザのため、学校保健安全法19条により、他の人に感染させるおそれのある期間は出席停止となります。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記の通りです。

〈インフルエンザの出席停止期間の基準〉
発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児については3日）を経過するまで。

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登園するようにしてください。また、登園にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける用量報告書」を記入し、幼稚園へ提出をお願いいたします。（なお、医師の診断により5日を経過せず登園が可能となった場合は、治癒証明書の提出が必要となります。）

----- き ----- り ----- と ----- り -----

保護者が記入

すみよし幼稚園
柳澤静江 様

インフルエンザによる療養報告書

クラス _____ 園児氏名 _____

- 1 診断を受けた医療機関 _____
- 2 診断日：令和 年 月 日（診断型： A型 B型 不明）※いずれかに○をつけてください。
- 3 登園再開日：令和 年 月 日
（登園再開には下記の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。）
※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状がでた日（発症日）を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ 発症日： 月 日
2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日（幼児については3日）を経過している。 ⇒ 解熱した日： 月 日

上記の通り相違ありません。

令和 年 月 日 保護者氏名 _____ 印